

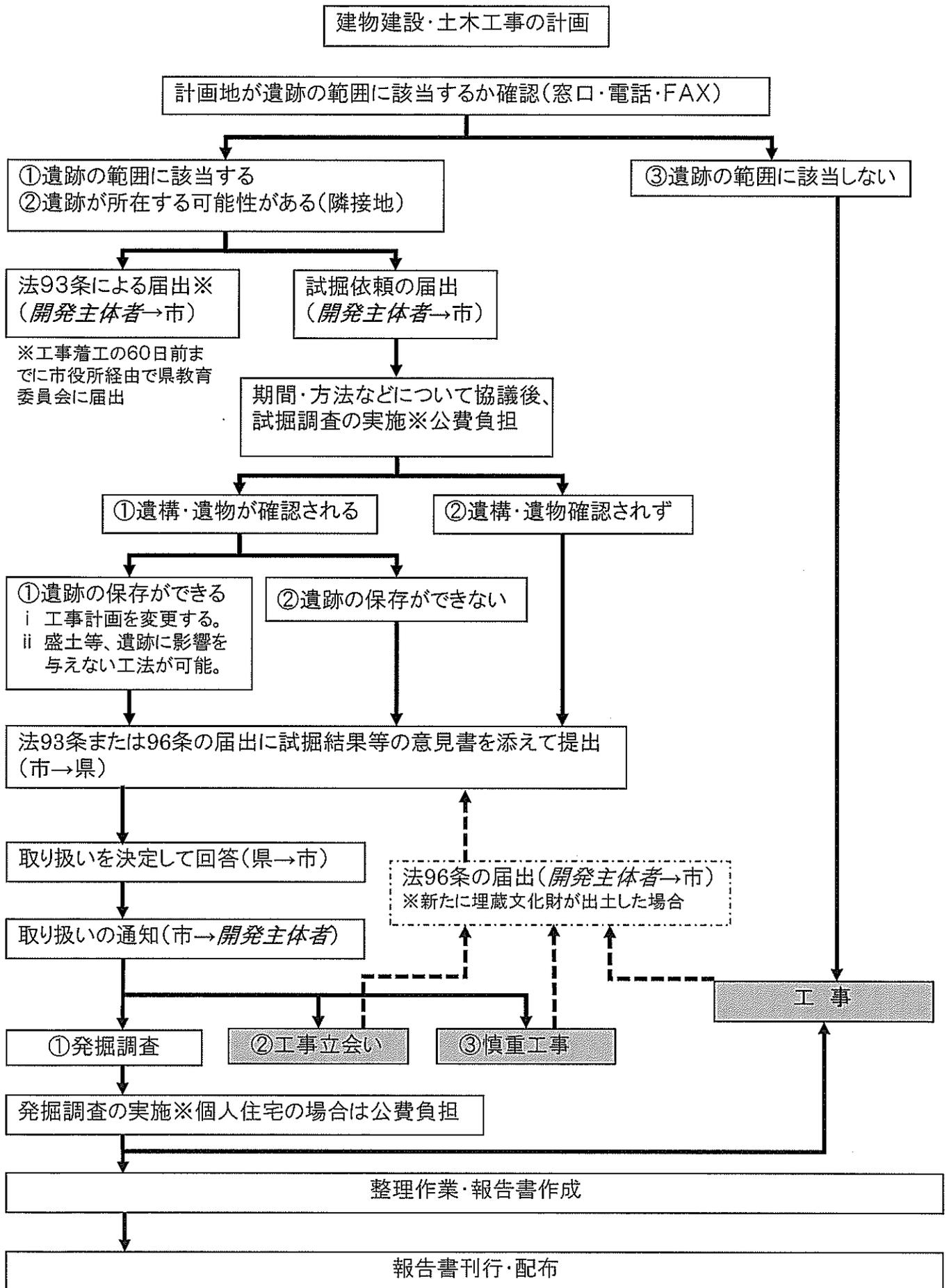
埋蔵文化財の発掘と保護

—土地の開発行為等にかかる埋蔵文化財（遺跡）の取り扱いについて—



北本市教育委員会

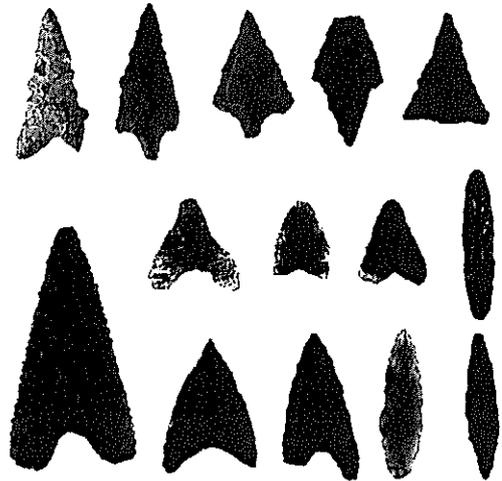
開発事業に伴う埋蔵文化財の届出等の手続きの流れ



※法＝文化財保護法

1 照会・確認

事業の計画段階のなるべく早い時期に、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内に位置するか教育委員会へ照会し、窓口にある最新の遺跡分布図で確認してください。



2 遺跡に該当すると判断する場合

遺跡分布図で示されている範囲はあくまでも目安です。範囲内に該当する場合はもちろん、遺跡に隣接する場合でも範囲確認調査等の実施を原則的にお願いしています。

3 範囲確認調査(試掘調査)

目的 試掘調査は当該地内に、実際に遺構や遺物が埋蔵されているか確認することを目的としています。

方法 通常開発地域を対象に重機を使用して筋掘り(トレンチ法)により埋蔵文化財の確認をします。この場合、深さは赤土(関東ローム層)まで掘り下げます。北本市内にあっては通常数十cmから1mほどです。なお、範囲確認調査の実施にあたっては土地に付随する建物や立木等をあらかじめ撤去しておいてください。

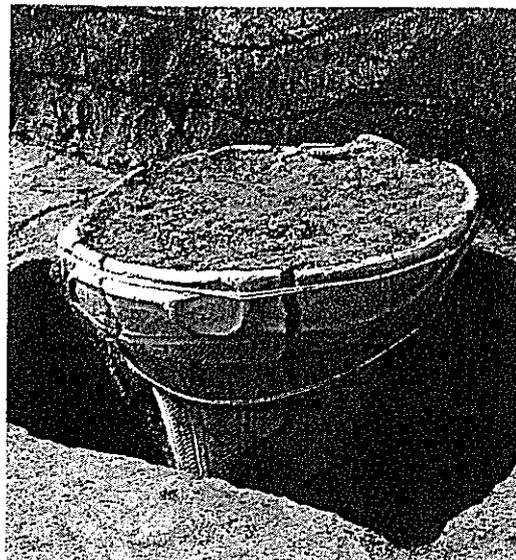
必要書類 北本市指定の「埋蔵文化財の試掘調査について(依頼)」の書類に必要事項を記入の上、開発関係書類を添えて1部提出してください。

調査日数 調査にかかる日数は、約1日~2日です。また特別な事情がない限り、提出書類を受け取ってからおよそ2週間以内には調査に着手し、その結果を文書回答します。

費用 範囲確認調査(試掘調査)にかかる費用については公費により負担します。

4 発掘調査

範囲確認調査の結果、遺構・遺物が確認され、これを現状保存できない場合は発掘調査を行わなければなりません。発掘調査は原則として開発事業者の責任においてなされるもので、失われる埋蔵文化財を記録として残すことが要求されます。



発掘調査の費用負担 発掘調査費

用については、原則として調査報告書の刊行を含めて対象事業者の負担になります。ただし、個人の専用住宅建設については公費により負担します。

発掘調査の期間・費用額 発掘調査の期間や費用額については範囲確認調査に基づき、面積や遺跡の密度を考慮して算出されます。

発掘調査機関 実際に発掘調査を行なうためには、実績のある組織が調査にあたらねばなりません。埼玉県の場合には県教育委員会が調査員として登録のされた人物の属する機関を発掘調査機関として認めています。その結果、文化財保護の立場から市教育委員会が遺跡調査会を組織して、事業者からの委託を受け、その任にあたるが多くなっています。

発掘調査に必要な書類 事業者は発掘調査を行なうため、「埋蔵文化財発掘調査の〔届出・通知〕について」の書類を市教育委員会経由で、埼玉県教育委員会へ提出します。

調査報告書の刊行 発掘調査を終えると当該遺跡の発掘調査報告書の刊行が求められます。

出土した文化財の取り扱い 出土した文化財は、まず「落し物」として遺失物法の適用を受けます。3ヶ月を経過後、文化財と認められた場合には、埼玉県の帰属となり、その後市へ譲与されます。なお、土地所有者には出土遺物について所有権の放棄をお願いしています。

5 工事中に埋蔵文化財が発見された場合

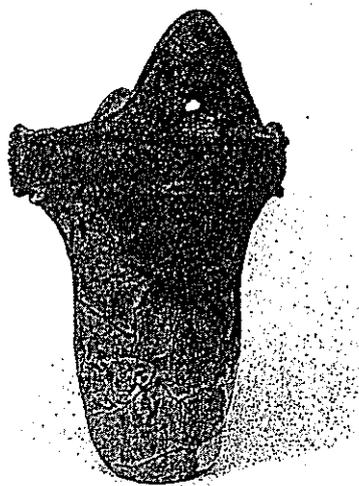
土木工事等において埋蔵文化財が新たに発見された場合、事業者は工事を中止し、現状を変更することなく速やかに市教育委員会へ届けてください。

6 不動産取引(売買)における埋蔵文化財の照会・確認

土地の取引等には埋蔵文化財の所在の有無が、不動産取引上の重要説明事項となるため、遺跡の照会が可能です。また、必要に応じて範囲確認調査の実施をしています。

7 発掘調査による工事中止がある場合について

工事着工を前提とした発掘調査を行なう過程で、当該遺跡が極めて重要であると判断された場合、工事を中止し遺跡の保存について事業者と協議をお願いします。遺跡の重要度については、文化庁および埼玉県教育委員会の判断による場合があります。



埋蔵文化財の発掘と保護

平成 28 年 4 月 1 日発行

平成 29 年 4 月 27 日改訂

北本市教育委員会

文化財保護課文化財保護係

〒364-8633

北本市本町1丁目111番地

TEL 048-594-5566 (内線2466)